

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 7 年 8 月、9 月、10 月、11 月及び 12 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 27 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

# 財務監査及び行政監査の結果

令和 8 年 1 月 27 日

## 1 監査の種類

- ・地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務監査  
(同条第 4 項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第 199 条第 2 項の規定による行政監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象年度

原則として、令和 6 年度を対象とした。

### (2) 対象機関

知事部局	212 機関のうち、21 機関
教育委員会	98 機関のうち、11 機関
公安委員会	59 機関のうち、7 機関
その他（上記以外）	13 機関のうち、1 機関
	計 382 機関のうち、40 機関（表 1 参照）

## 3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

## 4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

## 5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表 1 のとおり 13 機関において 8 件の指摘事項及び 12 件の指導事項が見受けられた。これらについては、表 2 のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表 1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名	監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査 実施日（方法）
				指摘	指導	検討	
1	総務部	岐阜県税事務所	12月24日	書面	—	—	—
2		西濃県税事務所	12月24日	書面	—	—	10月2日（書面）
3		中濃県税事務所	12月4日	実地	—	—	9月26日（実地）
4		東濃県税事務所	12月24日	書面	—	—	10月2日（書面）
5		飛騨県税事務所	12月24日	書面	—	—	10月2日（書面）
6		自動車税事務所	12月23日	実地	—	—	10月6日（実地）
7	子ども・ 女性部	男女共同参画推進課	8月22日	書面	—	—	7月7日（書面）

8	農政部	西濃農林事務所	12月16日	実地	—	—	—	10月2～3日(実地)
9		揖斐農林事務所	12月24日	書面	—	3	—	10月21～22日(実地)
10		中濃農林事務所	12月4日	実地	—	—	—	10月8～9日(実地)
11		国際園芸アカデミー	9月26日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
12		中央家畜保健衛生所	9月26日	書面	—	2	—	6月10日(書面)
13	県土整備部	河川課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日(書面)
14		岐阜土木事務所	12月23日	実地	—	—	—	10月14～15日(実地)
15		大垣土木事務所	12月24日	書面	1	—	—	11月13～14日(実地)
16		美濃土木事務所	12月24日	書面	—	—	—	11月10～11日(実地)
17		恵那土木事務所	12月24日	書面	1	—	—	11月5～6日(実地)
18		東海環状自動車道事務所	12月24日	書面	—	—	—	11月13日(実地)
19		犀川管理事務所	8月22日	書面	—	—	—	7月7日(書面)
20	都市建築部	岐阜・西濃建築事務所	12月24日	書面	—	—	—	11月13日(実地)
21	県事務所	中濃県事務所	12月4日	実地	1	1	—	9月30日(実地)
22	教育委員会	西濃教育事務所	12月24日	書面	—	—	—	10月10日(実地)
23		羽島北高等学校	12月24日	書面	—	—	—	10月15日(実地)
24		岐阜商業高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月5日(書面)
25		大垣北高等学校	12月16日	実地	—	1	—	10月2日(書面)
26		大垣商業高等学校	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
27		恵那農業高等学校	12月24日	書面	—	—	—	10月15日(実地)
28		中津商業高等学校	12月24日	書面	2	—	—	11月6日(実地)
29		中津川工業高等学校	12月24日	書面	1	1	—	11月7日(実地)
30		岐阜清流高等特別支援学校	12月24日	書面	—	1	—	10月16日(実地)
31		中濃特別支援学校	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
32		恵那特別支援学校	12月24日	書面	—	—	—	10月23日(実地)
33	公安委員会	岐阜北警察署	12月24日	書面	—	—	—	10月2日(書面)
34		岐阜羽島警察署	12月23日	実地	—	1	—	10月10日(実地)
35		養老警察署	9月26日	書面	1	—	—	6月10日(書面)
36		大垣警察署	12月16日	実地	—	—	—	10月6日(実地)
37		山県警察署	12月24日	書面	—	1	—	10月2日(実地)
38		郡上警察署	12月24日	書面	1	1	—	10月23日(実地)
39		可児警察署	12月24日	書面	—	—	—	10月27日(実地)
40	その他	選挙管理委員会中濃地方事務局	12月4日	実地	—	—	—	9月30日(実地)
計		指摘事項等のあった機関数： 13機関			8件	12件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2（指摘事項等の内容）

機関名	区分	内容
揖斐農林事務所	指導事項	令和6年度農業農村整備事業補助金(県単独土地改良事業(農業農村整備事業))の交付事務において、補助事業が予定期間内(令和7年3月14日)に完了しない場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきことを補助金の交付の条件としているにもかかわらず、当該報告が行われないまま、令和7年3月21日に事業を完了し、実績報告書の提出を受けていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修復見積総額が5万円以上であるにもかかわらず、岐阜県会計規則に定める知事及び会計管理者への事故報告がされていなかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、ドローン1台(取得価格135,300円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
中央家畜保健衛生所	指導事項	動物用医薬品特例店舗販売業許可申請手数料等に係る収入証紙の取扱事務において、申請書を受理した日付をもってその都度消印すべきところ、受理日ではない日付で消印しているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の処分及び不用品の売払いに係る事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 当該物品の不用決定にあたり、取得価格が100万円以上であるにもかかわらず、岐阜県会計規則取扱要領に定める知事の承認を得ていなかった。 2 収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めていなかった。 3 納入通知書の納期限を令和6年12月10日とすべきところ、令和6年12月19日としていた。
大垣土木事務所	指摘事項	県が道路用地として使用する国有の土地改良財産の管理事務において、他目的使用等契約書に定める使用期間満了後、新たに契約するまでの期間(令和3年4月1日～令和6年5月30日)、契約継続手続を行わないまま使用していたので、利用財産管理について一層の徹底を図り、今後は適正に処理されたい。
恵那土木事務所	指摘事項	不用品の売払いに係る収入事務において、調定(1件11,000円)が1か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
中濃県事務所	指摘事項	公務のため引き取った個人所有の亀を、中濃県事務所が所有者等の確認を行わないまま、誤って殺処分した件について、損害賠償金(亀の評価額相当分等)243,000円が支払われていたので、今後は適正な事務処理を徹底されたい。
	指導事項	狩猟免許更新手数料に係る収入証紙による収入事務において、過剰納付納入者(1名分計100円)承諾の記載に承諾印又は署名がなされていなかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
大垣北高等学校	指導事項	現物実査実施要領に基づく令和6年度の現物実査において、現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。

中津商業高等学校	指摘事項	中津商業高等学校の私費（学校諸費）に係る収入事務において、公費と区分して収納していたものの、納入者に岐阜県会計規則に規定する現金（証券）領収証書を交付していたので、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	中津商業高本館棟等LED化改修工事に係る契約事務において、契約保証金（金銭的保証）を必要とする工事であるにもかかわらず、予定価格の算定に当たり、契約保証費を計上しなかつことにより、予定価格及び最低制限価格が過少となつたまま一般競争入札を行つた結果、適正に算定した場合の最低制限価格を下回る金額で入札した者と契約を締結していたので、今後は適正に処理されたい。
中津川工業高等学校	指摘事項	公務のためラジオコントロールカーを操作した際、当該ラジオコントロールカーが駐車中の車両と衝突し、当該車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として292,666円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	シーケンス実習用機器の処分事務において、当該物品の不用決定にあたり、取得価格が100万円以上であるにもかかわらず、岐阜県会計規則取扱要領に定める知事の承認を得ていなかつたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜清流高等特別支援学校	指導事項	ガスの調達に係る契約事務において、契約審査会以前に単価契約執行伺を行つたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜羽島警察署	指導事項	岐阜羽島警察署大会議室照明設備改修工事に係る契約事務において、予定価格の算定に当たり、契約保証金（金銭的保証）を必要としない工事であるにもかかわらず、契約保証費を計上したことにより、設計金額を2,429,900円とすべきところ、誤って2,431,000円としていた。契約金額は適正に算定した場合の予定価格を下回っていたものの、予定価格が過大なものとなつていたので、今後は適正に処理されたい。
養老警察署	指摘事項	外部からの視認を遮断するため、養老警察署がパーテーションを設置した際、強風により倒れたことにより、駐車中の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として142,120円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
山県警察署	指導事項	山県警察署照明器具改修工事に係る契約事務において、予定価格の算定に当たり、契約保証金（金銭的保証）を必要としない工事であるにもかかわらず、契約保証費を計上したことにより、設計金額を2,487,100円とすべきところ、誤って2,488,200円としていた。契約金額は適正に算定した場合の予定価格を下回っていたものの、予定価格が過大なものとなつていたので、今後は適正に処理されたい。
郡上警察署	指摘事項	郡上警察署駐車場の除雪業務委託及び高齢警察官駐在所の屋根雪下ろし業務委託に係る支出事務において、契約書に定める業務合計時間数の端数処理に基づき算定された額で請求を受けるべきところ、算定額を誤った請求書を正当なものとして受理し、支払いを行つたことにより、3件22,275円の不足額が生じていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	郡上警察署事務室照明設備改修工事に係る支出事務において、契約締結日を支出負担行為整理日とすべきところ、契約締結前に見積合わせのため微取した見積書の日付を支出負担行為整理日としていたので、今後は適正に処理されたい。